

役員等候補者選出委員会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人ふじのくに未来財団（以下「財団」という。）の定款第 10 条及び定款第 25 条の定めにより、財団の役員等候補選出委員会の設置に関し必要な事項を定め、かつその運営の円滑化を図ることを目的とする。

(設置及び任務)

第 2 条 この財団は、前条の目的を達成するため、役員等候補選出委員会（以下「選出委員会」という。）を設置する。

2 選出委員会は、この法人の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の選任及び解任の候補者を選出し、評議員会に提出することを任務とする。

(構成)

第 3 条 選出委員会は、代表理事もしくは副代表理事、理事 2 名、監事 1 名、事務局員 1 名の合計 5 名で構成する。

2 選出委員会委員長は、選出委員会委員の互選によって選出する。

3 選出委員会の代表理事を除く他の委員は、理事会において選任する。

(招集)

第 4 条 選出委員会は代表理事が招集する。

(選出方法)

第 5 条 選出委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(情報提供)

第 6 条 代表理事は、選出委員会における審議に当たり、下記の情報を提供しなければならない。

(1) 役員候補者の経歴、選任理由、財団及び財団の理事又は監事との関係その他候補者に関する情報

(2) 解任する理事、監事及び評議員の候補者に関する情報

(候補者名簿及び議事録)

第 7 条 選出委員会は議事終了後速やかに候補者名簿及び議事録を作成し、委員長及び出席した選出委員会委員全員が議事録に記名押印し、その候補者名簿と議事録を理事会及び評議員会に提出しなければならない。

(任期)

第 8 条 選出委員会の委員の任期は理事としての任期と同一とし、再任を妨げない。

2 選出委員会の委員は、辞任又は任期満了後においても、第 3 条第 1 項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬)

第 9 条 選出委員会委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要した費用を支払うことができる。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 19 日に施行する。